

畜産農家の皆様へ

(関東地方版)

# 河川堤防の刈草を 活用しませんか

《河川堤防の刈草を家畜の飼料に》



農林水産省



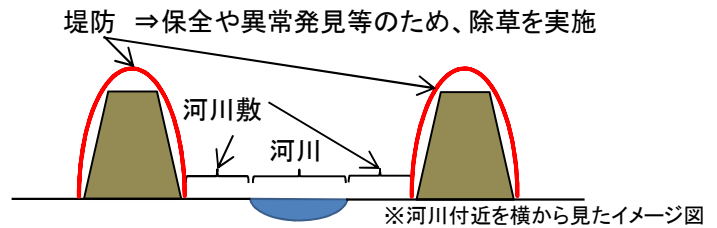
国土交通省

## 河川堤防の刈草とは

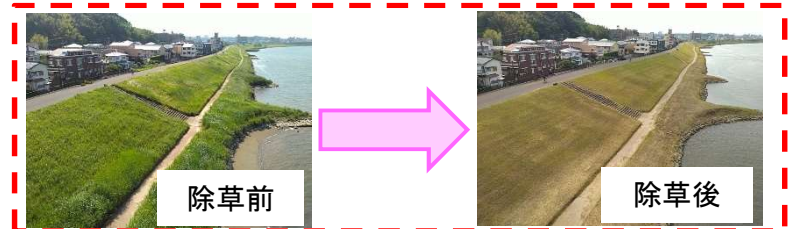
国土交通省が管理する全国の一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、定期的に除草を行っています。この刈草を有効活用するため、無償で提供しています。



除草工事の状況



※河川付近を横から見たイメージ図



除草前

除草後

堤防除草状況の一例です。

無償提供している河川においては、集草、ロール化したものを、一般の方々に持ち帰っていただいています。

- 除草は概ね5月～12月頃の間で、年2回程度実施しています。
- 刈草は主に芝ですが、トールフェスク、オーチャードグラスなどの牧草やチガヤ、ススキなどの野草が含まれ、飼料として活用することが可能です。

### ※ ご注意ください

- ・堤防管理のため芝を張りますが、年数を経るとともに様々な草が混入し、記載以外の草が主となる場合や有害植物が混入している場合があります。このため、栄養成分は地域や管理状況により異なります。
- ・刈草には植生管理のため、化学肥料を散布していることがあります。

## 刈草受取までの流れ(一例)



- 除草の時期・回数・刈草の状況、受取までの流れは、地域によって大きく異なるため、詳細は国土交通省の河川事務所へお問い合わせ下さい。

## 利用にあたっての注意事項

以下の注意事項をご確認の上、利用者ご自身で刈草が用途に適合しているかご判断下さい。また、家畜に給与等される際にも、ご自身で判断の上、責任をもって対応されるようお願いいたします。なお、注意事項をお守りいただけない場合には利用の希望に添えない可能性があります。詳細については次ページの「お問い合わせ先」へご確認ください。

- ① 堤防管理や周辺環境への影響のため、集草・運搬は指定された期間内に行ってください。
- ② 除草前に目視で異物の除去を行っていますが、取り切れない異物等が混入している場合がありますので、ご利用の際には十分注意して下さい。
- ③ 河川堤防には外来種も含め多種多様な種類の草が混在しており、また、提供する刈草には前回刈った刈草が混ざる場合があります。有害植物の混入、刈草の栄養価のばらつき、雑草種子の堆肥を介した農地への侵入の懸念があるため、ご利用の際には十分注意して下さい。



異物等の除去状況(例)

### ※有害植物の例

ワルナスビ、ヨウシュヤマゴボウ、イチビなど

⇒家畜が摂取することで、

流産・下痢嘔吐などの中毒症状や

牛乳の異臭などが発生すること、堆肥を通じて外来種や防除の困難な雑草の種子がほ場に侵入することがあります。



ワルナスビ



ヨウシュ  
ヤマゴボウ



イチビ

- ④ 刈草は、放射性セシウム濃度が暫定許容値以下のものを利用する必要があります。その地域の刈草の利用の可否については、県の畜産担当課、最寄りの農業普及センターにお問い合わせ下さい。
- ⑤ 万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。
- ⑥ 引き取った刈草は、営利目的の転売や不法投棄等をしないでください。

# お問い合わせ先

お問い合わせは、お住まいの地域の国土交通省の開発建設部又は河川事務所までお願いします。ただし、地域の除草方法によって刈草の提供形態が異なっていたり、無償提供を行っていない事務所等もございますので、予めご承知おきください。

## 国土交通省 関東地方整備局管内の連絡先

水系	河川	都道府県	市町村	国土交通省 河川関係事務所		
				名称	電話番号	事務所HP
荒川水系	荒川	埼玉県	川口市、戸田市	荒川下流河川事務所 管理課	03-3902-2379	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00135.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00135.html</a>
		東京都	墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区			
利根川水系	綾瀬川	東京都	葛飾区			
荒川水系	荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、川島町、吉見町、鳩山町	荒川上流河川事務所 管理課	049-246-6364	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/">https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/</a>
利根川水系	利根川、小貝川、手賀川、横利根川、長門川	茨城県	龍ヶ崎市、取手市、稲敷市、神栖市、河内町、利根町	利根川下流河川事務所 管理課	0478-52-6368	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/">https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/</a>
		千葉県	銚子市、成田市、柏市、我孫子市、印西市、香取市、栄町、神崎町、東庄町			
利根川水系	利根川、渡良瀬川、思川、巴波川	茨城県	古河市、常総市、取手市、守谷市、坂東市、五霞町、境町	利根川上流河川事務所 管理課	0480-52-3957	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/">https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/</a>
		栃木県	栃木市、小山市、野木町			
		群馬県	伊勢崎市、太田市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町			
		埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、久喜市、上里町			
利根川水系	江戸川、中川、綾瀬川、利根運河、坂川	茨城県	五霞町	江戸川河川事務所 管理課	04-7125-7319	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/">https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/</a>
		埼玉県	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町			
		千葉県	市川市、松戸市、野田市、柏市、流山市			
		東京都	足立区、葛飾区、江戸川区			
利根川水系	鳥川、神流川、碓氷川、鏡川	群馬県	高崎市、藤岡市、玉村町	高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6041	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/">https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/</a>
		埼玉県	神川町、上里町			
利根川水系	渡良瀬川	栃木県	足利市、栃木市、佐野市	渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5557	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/">https://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/</a>
利根川水系	鬼怒川、小貝川	茨城県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町	下館河川事務所 管理課	0296-25-2169	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/">https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/</a>
		栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、塩谷町、高根沢町			
利根川水系	霞ヶ浦	茨城県	土浦市、石岡市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町	霞ヶ浦河川事務所 管理課	0299-63-2418	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/">https://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/</a>
千葉県	香取市					
久慈川水系	久慈川、山田川、里川	茨城県	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、東海村	常陸河川国道事務所 河川管理課	029-240-4071	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00070.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00070.html</a>
那珂川水系	那珂川、藤井川、桜川、涸沼川	茨城県	水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、城里町			
		栃木県	那須烏山市、茂木町、那珂川町			
多摩川水系	多摩川、浅川	東京都	大田区、世田谷区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、調布市、日野市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市	京浜河川事務所 管理課	045-503-4023	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/">https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/</a>
		神奈川県	川崎市			
鶴見川水系	鶴見川、矢上川、早瀬川、鳥山川	神奈川県	横浜市、川崎市			
相模川水系	相模川	神奈川県	平塚市、茅ヶ崎市、寒川町			
富士川水系	富士川、釜無川、笛吹川	山梨県	甲府市、山梨市、韭崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、市川三郷町、身延町、南都町、富士川町	甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/">https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/</a>
		静岡県	静岡市、富士宮市、富士市			

作成: 農林水産省 畜産局 飼料課(03-6744-2399)

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課(03-5253-8448)

令和5年10月